



京都市における公害苦情の状況（令和3年度）について

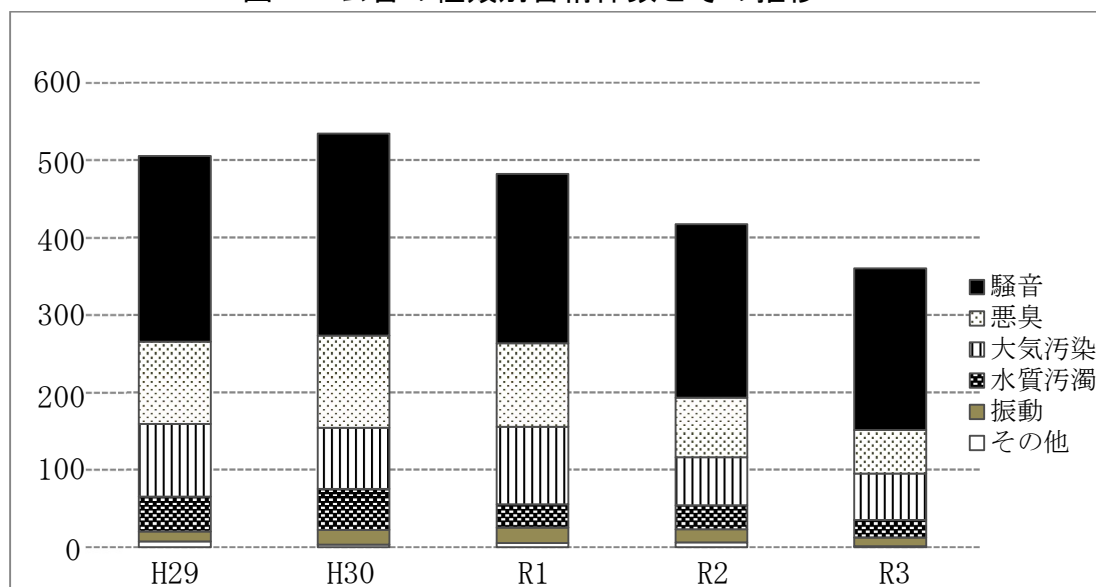
京都市では、市民の皆様からの騒音や大気汚染などに関する苦情等の申出について、市内2箇所の環境共生センターが、発生源に対する立入調査や指導を行うとともに、各関係機関との連携のもと、早期解決を図り、生活環境の改善に向けて取り組んでいます。

この度、令和3年度に本市で受け付けた公害苦情等の状況について取りまとめましたので、お知らせします。

1 公害の種類別苦情件数とその推移

令和3年度に本市で受け付けた公害苦情の件数は360件であり、公害の種類別に見ると、騒音が209件（総受付件数の58.1%）と最も多く、次いで悪臭が60件（同16.7%）、大気汚染が56件（同15.6%）となっており、これら3公害で全体の90.3%を占めています（図1）。

図1 公害の種類別苦情件数とその推移



年度	H29	H30	R1	R2	R3(構成比%)	前年度差
騒音	240	261	219	224	209 (58.1)	▲15
悪臭	94	79	100	77	60 (16.7)	▲17
大気汚染	106	119	108	62	56 (15.6)	▲6
水質汚濁	45	53	30	31	23 (6.4)	▲8
振動	13	19	20	17	11 (3.1)	▲6
その他	7	3	5	6	1 (0.3)	▲5
合計	505	534	482	417	360 (100)	▲57

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

2 公害の種類別の状況

(1) 騒音

騒音に関する苦情は令和2年度と比較して15件減少し、209件でした(表1)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が91件(43.5%)と最も多く、次いで工場等の操業が47件(22.5%)、近隣騒音に関する苦情が46件(22%)となりました。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、建設・解体工事を行う事業者に対し、騒音防止について指導しました。

また、工場等の操業に関する苦情については、法令に基づく届出後や、立入調査時に騒音の防止について指導しました。

近隣騒音に関する苦情については、関係団体や拡声機を使用する事業者に対し、騒音防止について啓発・指導を行いました。

表1 騒音の発生原因別苦情件数

発生原因		件数		構成比(%)	
		件数	構成比(%)		
工事・建設作業		91		43.5	
工場等の操業		47		22.5	
近隣騒音	飲食店営業	46	10	22.0	4.8
	拡声機		5		2.4
	カラオケ		3		1.4
	家庭生活		2		1.0
	その他		26		12.4
移動発生源	鉄道運行等	1	1	0.5	0.5
	自動車運行		0		0
その他		17		8.1	
発生源不明		7		3.3	
合計		209		100	

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

(2) 悪臭

悪臭に関する苦情は令和2年度と比較して17件減少し、60件でした(表2)。

発生原因としては、飲食店営業に関する苦情が19件(31.7%)と最も多く、次いで工場等の操業に関する苦情が16件(26.7%)、焼却(野焼き)に関する苦情が12件(20%)、工事・建設作業に関する苦情が4件(6.7%)となりました。

発生原因として最も多い、飲食店営業に関する苦情については、発生源に立入調査を実施し、悪臭の発生防止について指導しました。

表2 悪臭の発生原因別苦情件数

発生原因	件数		構成比(%)
	件数	構成比(%)	
飲食店営業	19		31.7
工場等の操業	16		26.7
焼却(野焼き)	12		20.0
工事・建設作業	4		6.7
家庭生活	1		1.7
その他	1		1.7
発生源不明	7		11.7
合計	60		100

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

(3) 大気汚染

大気汚染に関する苦情は令和2年度と比較して6件減少し、56件でした(表3)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が29件と半数を占め、次いで工場等の操業及び焼却(野焼き)に関する苦情が各12件(21.4%)となりました。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、事業者に対し粉じんの発生防止について指導しました。

表3 大気汚染の発生原因別苦情件数

発生原因	件数	構成比(%)
工事・建設作業	29	51.8
工場等の操業	12	21.4
焼却(野焼き)	12	21.4
その他	3	5.4
合計	56	100

(4) 水質汚濁

水質汚濁に関する事案は令和2年度と比較して8件減少し、23件でした(表4)。

発生原因としては、工場等の操業に関する事案が5件(21.7%)、発生源不明が18件となりました。

工場等の操業に関する水質汚濁の未然防止に向けて、排水量の多い工場等に対して採水検査を実施するとともに、排水基準を遵守するよう指導しました。

また、水質汚濁に関する事案のうち、河川等の公共用水域における魚類のへい死や油の流出等の突発的な水質汚濁事案に対しては、直ちに発生原因の調査を実施するとともに、関係機関と連携し、下流域への影響を防止するための応急対策を行いました。

表4 水質汚濁の発生原因別件数

発生原因	件数	構成比(%)
工場等の操業	5	21.7
発生源不明	18	78.3
合計	23	100

3 解決に向けた取組

苦情等の申出については、北部環境共生センター（管轄：北区、上京区、左京区、中京区、右京区）及び南部環境共生センター（管轄：東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区）において対応を行いました。

申出があった際には、直ちに発生原因を調査し、公害関係法令に基づく規制基準の遵守等、解決に向けた指導を行っています。発生防止対策として、工場・事業場等に対して各種リーフレットを配布し、啓発・指導を行い、生活環境の保全に向けた取組を行いました。

また、苦情等の申出に対しては、総受付件数の94.4%に当たる340件について、3日以内に初動調査を行うなど迅速な対応を行いました（表5）。

今後も、規制基準等の啓発・指導を続けるとともに、市民の皆様からの申出に対して、迅速かつ丁寧な対応を行うことにより、生活環境の改善に努めてまいります。

表5 初動調査までの日数(割合)

年度	R1		R2		R3	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
当日	325	67.4	264	63.3	212	58.9
3日以内(当日を除く)	133	27.6	127	30.5	128	35.6
4日以上	24	5.0	26	6.2	20	5.6
受付件数	482	100	417	100	360	100

※工場等の操業状態、申立人の要望等により、初動調査までに4日以上経過することがある。

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。